

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（486））

2. 日時：平成29年11月14日 10時00分～12時00分

13時30分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他4名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「45条 原子炉バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「47条 原子炉バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する手順等」、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する手順等」及び「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【48条設備】

- 耐圧強化ベント系の一次及び二次隔離弁が、現場で操作可能である事について、記載が無いので追記すること。

6. その他

提出資料：

・なし